

## 対象作物及び優先順位の考え方（長野県農業再生協議会）

### 1 対象作物

事業区分	対象作物等
効率的機械利用体系構築事業	米、麦、大豆、そば、野菜（特用作物含む）、果樹、花き、飼料作物
高収益品目等導入支援事業	当該地域の平均的な作物・品目の単位面積当たり収益よりも明確に高い収益が見込める作物・品目（高収益となる作物への転換・生産拡大、同一作物であっても施設化・作型転換による収益拡大）
集出荷・加工処理体制合理化推進事業	複数の集出荷・加工処理の再編合理化

### 2 対象機械・資材等

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 生産第 2970 号農林水産省生産局長通知）別表 1 の助成対象となる経費の範囲に該当する機械・機器及び資材とする。

なお、同要領別紙 1（都道府県事業計画作成等に係るガイドライン）4 の（3）に基づき、農業以外に使用可能な汎用性の高い機械・機器は除く。

### 3 優先順位の考え方

算定基準に基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業計画から採択する。なお、同一ポイントの場合は、共同組織の取組を優先する。

### 4 算定ポイント

#### （1）効率的機械利用体系構築事業

算定基準			ポイント
事業実施者が人・農地プランの「中心経営体」に位置づけられていること、又は平成 26 年度中に位置づけられることが確実なこと			15
「強い農業づくり交付金の配分基準について」に準じた算定基準（30 ポイント）	目標 1	目標	10
		現況値	5
	目標 2	目標値	10
		現況値	5
共同組織（集落営農組織等）による取組への加算			5
戦略的産地形成作物への取組に加算（*）			5
合計（満点）			55

\* 戦略的産地形成作物の内訳

米：飼料用米、稲WCS、米粉用米、輸出用米

野菜：アスパラガス、ホウレンソウ、トマト、キュウリ、加工・業務用野菜（書面契約必要）

果樹：県オリジナル品種、シャインマスカット、醸造用ブドウ

花き：キク、トルコギキョウ、リンドウ、シャクヤク、グラジオラス、ダリア、ラナンキュラス

## (2) 高収益品目等導入支援事業

項 目		ポイント
条件不利地域における取組		15
事業実施者が人・農地プランの「中心経営体」に位置づけられていること、 又は平成26年度中に位置づけられることが確実なこと		15
所得率の向上	15%以上	15
	10%～15%未満	12
	5%～10%未満	8
	1%～5%未満	5
共同組織（集落営農組織等）による取組への加算		5
戦略的産地形成作物（米を除く）への取組に加算（*）		5
合計（満点）		55

## (3) 集出荷・加工処理体制合理化推進事業

項 目			ポイント
「強い農業づくり交付金の配分基準について」に準じた算定基準（30ポイント）	目標1	目標	10
		現況値	5
	目標2	目標値	10
		現況値	5
合計（満点）			30